

飯塚市の過疎地域振興に関する計画の策定スケジュールについて

1. 現行の計画について

- (1) 名称 飯塚市過疎地域自立促進計画（筑穂地域）※以下、旧過疎計画という
- (2) 期間 平成28年度～令和2年度（5年間）
- (3) 対象地域 筑穂地域

※国の過疎地域自立促進特別措置法（以下、旧過疎法という）に基づく計画。

旧過疎法が令和3年3月31日で失効を迎え、本市の旧過疎計画も失効を迎える。

2. 新たに策定する計画の名称等について

- (1) 名称 （仮称）飯塚市過疎地域持続的発展支援計画（筑穂地域・潁田地域）
※以下、新過疎計画という
- (2) 期間 令和3年度～令和7年度（5年間）
- (3) 対象地域 筑穂地域・潁田地域

※過疎地域振興に関する新法「過疎地域持続的発展支援特別措置法（仮称）以下、新過疎法という」については、議員立法による法案提出を準備中である。

なお、令和2年12月11日に自由民主党政務調査会過疎対策特別委員会において示された「今後の過疎対策の施策大綱案」によると、新過疎法においては、激変緩和措置により、筑穂地域が引き続き対象となるほか、新たな合併特例により、潁田地域が新たに対象地域に加わる見込みである。

3. スケジュール（案）について

令和2年度中 地元自治会長会への説明等

令和3年度

4月上旬 新過疎法の施行
下旬 総務省主催の都道府県説明会

5月上旬 福岡県主催の市町村説明会

6月下旬 素案の決定・市民意見募集

7月下旬 最終案の決定

9月 市議会9月定例会へ新過疎計画の議案上程

「今後の過疎対策の施策大綱案」のポイント

令和2年12月11日
自由民主党政務調査会
過疎対策特別委員会了承

1 過疎新法

社会情勢の新たな変化(①人口減少・少子高齢化の加速、②東京一極集中の加速、③過疎地域の可能性を広げる新たな潮流)とポストコロナ社会を見据え、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(案)を制定

2 過疎地域の指定要件・経過措置

地方の意見を十分に踏まえつつ、今後とも必要となる過疎対策を見据えて見直しを実施
見直し点は以下のとおり(具体的な過疎地域の指定要件は別紙のとおり)

(1) 今後の過疎対策を見据えた基準年の見直し

- ・人口減少率(長期)の基準年について、昭和35年から既に60年経過していることから、今後の過疎対策を見据え、地方圏からの人口流出がいったん収束した昭和50年に見直し
- ・激変緩和のため、現行法に基づく過疎地域について、法制定時(令和3年4月)に限り、昭和35年を併用

(2) 市町村の実態を踏まえた平成の合併による合併市町村の特例

- ・各地域の課題についてきめ細かく支援できるよう、人口要件及び財政力要件を満たす合併前の市町村の区域を過疎地域に(「一部過疎」)
- ・「一部過疎」の財政力要件は、平成の合併による市・町・村の構成比の変化等を踏まえ、財政力指数を市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下に設定
- ・現行法に基づく「全部過疎」又は「みなし過疎」については、平成の合併後、十数年間、市町村全体で過疎対策事業に取り組んできたことを踏まえ、「みなし過疎」を適用

(3) 財政力が低い市町村への目配り

- ・財政力が低い市町村(財政力指数が町村平均(0.40)以下)について昭和50年を基準年とする人口減少率の基準値を5ポイント緩和(▲28%→▲23%)

(4) 卒業団体に対する手厚い経過措置

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、過疎債の経過措置について1年延長(6年間)
- ・財政力が低い卒業団体については、さらに1年延長(7年間)

【過疎市町村数(試算)】

817市町村(現在) → ほぼ横ばい(卒業40台半ば程度、新規40台後半程度)

(参考)現行過疎法制定時(H12) 卒業101、新規42

活性化特別措置法制定時(H2) 卒業103、新規89

3 重点分野

①人材、②雇用、③通信・デジタル化・新技術、④生活環境、⑤インフラ、⑥集落、⑦景観・文化、⑧連携に重点を置いた対策を推進

4 支援措置

(1) 国庫補助

統合小中学校等に対する補助率のかさ上げのほか、各種支援措置の充実を検討

(2) 過疎対策事業債

上水道事業に統合した旧簡易水道事業や、立地が困難な地域に存在する民間医療機関に対する補助といった過疎市町村の要望を踏まえた対象事業の見直し等を検討

(3) 税制措置

製造業、旅館業、農林水産物等販売業を対象とする特例措置について、対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等を検討

(4) 過疎計画

過疎計画の内容について、目標の設定、フォローアップ等を充実

(5) その他の各種支援措置

- ・都道府県が過疎市町村に人材面での支援をする場合の国の財政支援措置を検討
- ・市町村道等の都道府県代行制度における市町村負担金の取扱いを明確化
- ・過疎地域における規制緩和を推進

(6) 主務大臣

総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に加え、過疎計画等に係る主務大臣に文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加

5 その他

(1) 過疎新法の期間

10年間(令和13年3月まで)

(2) 過疎新法制定後の市町村合併

合併前の過疎地域を一部過疎として支援

(3) 今後の国勢調査結果の反映

令和2年及び令和7年国勢調査の結果が公表された場合、過疎地域を追加

新法における過疎地域の要件（案）

1. 全部過疎（人口要件（長期①、長期②、中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たす）

種類	指標	基本的な要件		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件（長期①） ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 （長期）	S50→H27 （40年間）	人口減少団体平均 （28%以上減少※1）	S35→H27 （55年間）	人口減少団体平均 （40%以上減少）
人口要件（長期②） ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上（35%以上）	H27	同上（35%以上）
	若年者比率	H27	同上（11%以下）	H27	同上（11%以下）
	人口減少率 （長期）	S50→H27 （40年間）	23%以上減少	S35→H27 （55年間）	30%以上減少
人口要件（中期）	人口減少率 （中期）	H2→H27 （25年間）	人口減少団体平均 （21%以上減少）	/	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 （0.51以下）	H29～R元	全市町村平均 （0.51以下）

※1 財政力指数が全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村の要件)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、現行法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併（平成11年4月以降）に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎	合併前の旧市町村	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす 現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎	合併後の新市町村	<ul style="list-style-type: none"> 現行法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下